最終更新日：2016年6月29日
日本アビオニクス株式会社
代表取締役執行役員社長　秋津　勝彦
問合せ先：経営企画本部法務知財部　TEL:03-5436-0600（代表）
証券コード：6946
www.avio.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社企業グループは、コンプライアンス体制を構築し、公正、透明な企業活動を推進することが企業活動を増大させ継続的な事業の発展を可能とすると考え、コーポレート・ガバナンスを重要事項として認識しております。
また、スピーディな意思決定、適切な情報開示を通して経営の透明性と健全性の確保に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由は、次のとおりです。
【原則１－２．株主総会における権利行使】
（補充原則１－２－１）
当社は、海外投資家の持株比率は低く、議決権電子行使プラットフォームや英訳については、必要に応じて検討してまいります。

【原則４－１０．任意の仕組みの活用】
（補充原則４－１０－１）
役員の指名にあたっては、代表取締役執行役員社長が提案し、取締役会にて審議のうえ、決定しております。報酬については、役員報酬に関する内規において報酬の基準が決定されており、その範囲内で取締役会の決議により決定しております。取締役会においては、独立社外取締役から適切に助言を受けております。

【原則５－２　経営戦略や経営計画の策定・公表】
現在、当社グループに係る中期経営計画は、社内の経営指標として策定しております。将来的に公表する方向で検討を進めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示は、次のとおりです。
【原則１－７．関連当事者間の取引】
当社は、取締役が当社との間で利益相反となる一定の条件を満たす取引を行う場合には、取締役会の承認が必要である旨を取締役会規則で定めており、会社法に基づき、適切に監督しております。なお、支配株主等との取引については、本報告書の「Ⅰ．４．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」および当社ホームページに掲載しております「支配株主等に関する事項について」に開示していますのでご参照ください。

【原則３－１．情報開示の充実】
(1)会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画につきましては、当社ホームページに経営理念を、経営戦略、経営計画については決算短信等に記載し、当社ホームページのIR情報に掲載しております。
経営理念　http://www.avio.co.jp/company/about/vision/
IR情報　http://www.avio.co.jp/company/ir/
(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
上記「Ⅰ．１．基本的な考え方」に記載しております。
(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
下記「Ⅱ．１．【取締役報酬関係】」に記載しております。
(4)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
（方針）
専門分野における能力・知識・経験・実績を有しており、人格、識見ともに優れ、その職責を全うすることのできる者を選任しております。
（手続き）
取締役、監査役および執行役員の候補者については、代表取締役が提案を行い、取締役会で審議のうえ決定しております。なお、監査役の候補者については、監査役会の同意を得ております。
(5)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明
社外取締役・社外監査役候補者の選任理由につきましては、「株主総会招集ご通知」の参考書類及び本報告書の「Ⅱ　経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「１．機関構成・組織運営等に係る事項　【取締役関係】および【監査役関係】」に開示していますので、ご参照ください。
社外取締役・社外監査役以外の取締役・監査役候補者につきましても、今後、株主総会において候補者を提案する場合には、「株主総会招集ご通知」の参考書類において当該候補者の選任理由を開示します。

【原則４－１．取締役会の役割・責務(1)】
（補充原則４－１－１）
取締役会は、業務執行に関する一定の権限を執行役員に委譲しておりますが、法令および定款に定めるもののほか、資産規模等に照らして当社にとって重要な業務執行に関する事項は取締役会に付議するものとして、取締役会規則に定めています。

【原則４－９．独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、会社法に定める社外取締役の要件、および金融商品取引所が定める独立性基準に従い、独立社外取締役を2名選任しています。

【原則４－１１．取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

（補充原則4－11－1）
　取締役会は、経営の基本方針の決定をはじめとする会社の業務執行に関する重要な意思決定とその監督に関する責務を果たすため、広範な知見を得る観点から、取締役の職務経歴、専門分野および性別等の多様性を考慮した構成としています。また、取締役会の員数は、定款にて10名以内と定めております。

（補充原則4－11－2）
　取締役および監査役（候補者を含む）の重要な兼職の状況については、「株主総会招集ご通知」の参考書類および事業報告にて開示しております。

（補充原則4－11－3）
当社は、取締役会の実効性について、取締役会において評価・検証を行い、その結果の概要を開示いたします。
2015年度の評価にあたっては、取締役会の実効性について、すべての取締役および監査役に対してアンケートを実施し、その結果を踏まえ、取締役会において評価・検証を行いました。その結果、取締役会の実効性はおおむね確保されていると判断しております。
今後につきましては、アンケート結果、独立役員からの意見、評価結果等を受けて、より一層の実効性の確保に取り組んでまいります。

【原則4－14．取締役・監査役のトレーニング】
（補充原則4－14－2）
　当社は、取締役および監査役に対し、必要に応じて、役員の役割と責務（法的責任を含む。）に関する研修、事業所見学等を通してAvioグループの事業内容についての理解を深める機会を提供しております。

【原則5－1．株主との建設的な対話に関する方針】
　株主との対話（面談）は、経理部門を中心に活動しており、主要な株主には、代表取締役執行役員社長や経営企画本部担当執行役員あるいはCFO（チーフフィナンシャルオフィサー）も面談を実施することとしています。対話にあたっては、経営企画本部の関係部門が適宜連携して事前調整等を行うなどの対応を行っております。
　また、経営陣幹部の面談には、経理部門の担当者が必ず同席しており、経理部門が行う面談は、原則として複数名の担当者が対応することで、相互牽制による開示内容の統制をはかり、インサイダー情報の管理徹底に努めています。また、経営陣幹部は定時株主総会を通じて株主との対話を実施しています。CFOは、株主との対話によって得られた意見を、取締役会等で報告します。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
日本電気株式会社	14,151,000	50.00
株式会社三井住友銀行	441,000	1.56
日本アビオニクス従業員持株会	400,000	1.41
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	255,000	0.90
三井住友信託銀行株式会社	249,000	0.88
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	225,000	0.80
住友生命保険相互会社	218,000	0.77
松井証券株式会社	187,000	0.66
伊藤　豊	180,000	0.64
三井住友海上火災保険株式会社	161,000	0.57

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	日本電気株式会社 （上場：東京）（コード） 6701

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

親会社との取引については、他の取引先との取引における契約条件や市場価格を参考に合理的に決定しております。また、取引の実施にあたっては、ほかの取引先各社と同様に社内規程等に基づく承認を経て、公正な取引を実施しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社の取締役7名および監査役4名のうち取締役2名、監査役1名は親会社である日本電気株式会社の従業員であり、当社取締役会及び監査役会においてそれぞれ意見を述べております。
取締役会においては充分に議論を尽くした上で当社独自の経営判断に基づき業務執行の意思決定を行っており、また上記の取締役2名については業務執行を行わない取締役としているため、独立性は充分確保されていると考えております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
延岡　健太郎	学者											
望月　愛子	公認会計士								△			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
延岡　健太郎	○	同氏は、一橋大学イノベーション研究センターのセンター長であります。	経営学をはじめ、顧客価値創造や付加価値を持つ商品開発方法等に関し長年研究されており、その知識や経験を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任しております。なお、当社との間に特別な利害関係がないことから一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、独立性を有していると判断し、独立役員として指名しております。
望月　愛子	○	望月愛子氏は、現在、株式会社経営共創基盤の業務執行者であります。 同社は当社と過去に取引歴があるものの、取引の規模、性質に照らして、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、その概要の記載を省略します。	会計に関する専門的な知識と多くの企業の事業再生にかかわった経験を持っており、その知識や経験を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任しております。なお、当社との間に特別な利害関係がないことから一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、独立性を有していると判断し、独立役員として指名しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人の連携状況につきましては、定期的に会計監査人は監査役に報告・説明を行うとともに、必要ある場合には、随時、報告・意見交換等を行っております。また、監査役と内部監査部門の連携状況につきましては、監査の対象、時期および監査結果等について調整、情報の共有等を行うとともに、必要ある場合、監査本部長は監査役に報告を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
鈴木　智雄	他の会社の出身者													
千原　真衣子	弁護士													
篠田　亨	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木　智雄		―――	経理業務に関する豊富な経験と知識が当社の監査体制において有益であると判断し、社外監査役として選任しております。
千原　真衣子	○	同氏は、片岡総合法律事務所所属の弁護士であります。	弁護士としての法律に関する専門知識や多数の企業法務にかかわられた経験を当社の監査体制に生かしていただくため、社外監査役として選任しております。また、当社との間に特別な利害関係がないことから一般株主と利益相反の生じるおそれがなく、独立性を有していると判断し、独立役員として指名しております。
篠田　亨		―――	企業法務に関する豊富な経験と知識が当社の監査体制において有益であると判断し、社外

			監査役として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬は業績等を勘案の上決定しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書及び事業報告において、社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等については、役員報酬に関する内規において報酬の基準が決定されており、その範囲内で取締役会の決議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役および非業務執行取締役、ならびに社外監査役および非常勤監査役については、取締役会資料を事前に配布し、必要ある場合、付議内容に応じて事前にその内容を説明しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

(取締役・取締役会)
・取締役会は社外取締役2名、非業務執行取締役2名を含む取締役7名及び社外監査役3名を含む監査役4名で構成しております。
・取締役会は、月に1回定時に開催する他、必要に応じて随時開催し、取締役会規則で定めた重要な業務執行について審議し、決定し、報告を受けております。また取締役の任期を1年としており、経営責任の明確化を図るとともに経営環境の変化に迅速に対応することを可能にしております。
・取締役会は、執行役員の担当事項を定め、執行役員に大幅な権限委譲を行うことにより、当社企業グループの事業運営に関して迅速な意思決定及び機動的かつ効率的な職務執行を推進しております。

(経営会議・事業執行会議・内部統制委員会)
・当社は執行役員制度を導入しており、経営の監督と執行を分離し、経営責任の明確化並びに迅速な意思決定を機動的かつ効率的に行っております。
・取締役会の他にすべての執行役員及び幹部社員で構成される経営会議を設置し、取締役会に付議する重要案件を含め当社企業グループの重要事項の審議が行われ、メンバーへの情報の共有を図っております。また事業執行会議ではすべての執行役員及び常勤監査役が出席し、予算の進捗状況等について各事業部門が報告を行い、審議を行っております。
・当社は、当社グループの社会的責任の遂行のために、執行役員社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、内部統制システムの維持、改善等を行っております。

(監査役・監査役会)

・監査役会につきましては、監査役４名（内、社外監査役3名）で構成されております。監査役会は、定期的に開催する他、必要に応じ随時開催し、監査役の監査結果について報告し、監査方針、監査計画等を審議し、決定しております。
・監査役は取締役会に出席するとともに常勤の監査役が経営会議その他重要な会議すべてに出席し、業務の執行状況を監査しております。
・監査役は、随時監査本部から内部監査結果の報告を受けるとともに、監査計画の擦り合わせ、その他情報の共有を行い効率的な監査及び監査品質の向上に努めております。また、監査役は、会計監査人から監査計画並びに期中、期末の監査結果報告を受けるとともに、適宜意見交換を行い連携の強化に努めております。

（内部監査）
・内部監査につきましては、監査本部（7名）を設置し、業務の執行状況についてコンプライアンスを含めて全社的な監査を定期的に実施し、問題点の指摘と改善に向けた提言を行っております。

（会計監査）
・会計監査につきましては、有限責任　あずさ監査法人を会計監査人に選任しており、当事業年度における会計監査の体制は以下の通りであります。
〈業務を執行した公認会計士の氏名〉
指定有限責任社員 業務執行社員 水谷英滋氏及び構康二氏
〈監査業務に係る補助者の構成〉
公認会計士　8名、公認会計士試験合格者等　6名、その他9名

（独立役員）
・独立役員として、社外取締役2名及び社外監査役1名を選任しております。

（責任限定契約）
・当社と社外取締役延岡健太郎及び望月愛子、取締役伊藤茂樹及び松本康子の各氏及び社外監査役千原真衣子、監査役関沢裕之の2氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約による賠償の限度額は、法令が規定する金額としております。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、取締役会による執行状況の監督機能、取締役会を含めた執行全般に対する監査役および監査役会による監査機能、内部監査部門による監査体制並びに独立役員の選任によりコーポレート・ガバナンスが十分機能していると考えているため、上記体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	当社ホームページにおいて招集通知、決議通知を掲載

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	URL: http://www.avio.co.jp/ir/index.htm 決算短信、有価証券報告書、報告書(事業報告)、株主総会招集通知、適時開示資料等の掲載	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画本部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「Avioグループ企業行動憲章」「Avioグループ行動規範」を制定し、当社ホームページに掲載。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「環境報告書」を作成し、当社ホームページに掲載。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「Avioグループ行動規範」において規定。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、取締役会において、以下の内容で「内部統制システムに関する基本方針」を定めております。
当社はこの基本方針に基づいて内部統制システムの整備・運用状況を絶えず評価し、必要な改善措置を講じるほか、この基本方針についても、経営環境の変化等に対応して不断の見直しを行い、一層実効性のある内部統制システムの整備・運用に努めております。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
(1) 取締役および執行役員は、当社および子会社(以下Avioグループという。)における企業倫理の確立ならびに取締役および使用人による法令、定款および社内規程の遵守の確保を目的として制定した「Avioグループ企業行動憲章」および「Avioグループ行動規範」を率先垂範する。
(2)経営企画本部は、「Avioグループ企業行動憲章」および「Avioグループ行動規範」の周知徹底のための活動を行い、監査本部は、Avioグループにおける法令、定款および社内規程の遵守状況の監査、問題点の指摘および改善策の提案などの支援を行う。
(3)取締役会は、Avioグループの社会的責任の遂行のために執行役員社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、内部統制システムの維持、改善に務める。
(4)取締役は、重大な法令違反その他法令および社内規程の遵守に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告する。
(5)Avioグループにおける法令違反または「Avioグループ企業行動憲章」もしくは「Avioグループ行動規範」の違反またはそのおそれのある事実に関する主な情報の提供先または相談窓口は、監査本部とする。
(6)監査本部はAvioグループに内部者通報制度「アビオ・コンプライアンスホットライン」の周知徹底をはかり、違反事実またはそのおそれのある事実の発見に努める。
(7)CSR・コンプライアンス委員会は、AvioグループのCSR・コンプライアンス体制の遵守状況を確認し、不適切な行為の原因究明および再発防止の審議を行い、スタッフ部門が再発防止策の展開など体制の整備・改善の推進を行う。
(8)当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、一切の関係を遮断し、全社を挙げて毅然とした態度で臨むものとする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
(1)取締役および使用人の職務に関する各種の文書、帳票類等の保存および管理については、「文書規程」に基づき適切に作成、保存、管理する。
(2) 情報セキュリティについては、「情報セキュリティ基本規程」に基づき、情報セキュリティ体制の維持・向上のための施策を継続的に実施する。
(3) 株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録、事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に必要な文書については、法令に従い適正に作成し、適切に保存・管理する。
(4) 企業秘密については、「企業秘密管理規程」に基づき適切に管理する。
(5) 個人情報については、法令および「個人情報保護規程」に基づき厳重に管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1) Avioグループにおける重要なリスクについては、経営企画本部を主管部門とし、リスク管理の基本方針に基づき、経営会議でその対策について十分な審議を行ったうえで、必要に応じて取締役会に報告する。
(2) 事業部門およびスタッフ部門は、担当事業および担当事項、ならびに自部門の業務の適正かつ効率的な遂行のためのリスク管理を適切に実施する。
(3) 経営戦略に関する意思決定など経営判断に関するリスクについては、必要に応じて弁護士、公認会計士など外部の専門家の助言を受け、関係部門において分析および対策を検討する。
(4) 事業部門およびスタッフ部門は、Avioグループの事業に関する重大なリスクを認識したときまたは重大なリスクの顕在化の兆しを認知したときは、速やかに関係するスタッフ部門および執行役員にその状況を報告するとともに、特に重要なものについては、監査役に報告する。
(5) 各部門のリスク管理体制およびリスク管理の実施状況の監査は、監査本部が行う。

4. 取締役の職務執行の効率性の確保に関する体制
(1) 取締役会は、執行役員の担当事項を定め、執行役員に対する大幅な権限委譲を行うことにより、Avioグループの事業運営に関して迅速な意思決定および機動的かつ効率的な職務執行を推進する。
(2) 取締役会は、月に1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。
(3) 取締役会は、Avioグループの中期経営計画、予算を決定し、その進捗状況を報告させ、執行状況を監督する。
(4) 執行役員は、取締役会で定めたAvioグループの中期経営計画および予算に基づき効率的な職務執行を行い、予算の進捗状況については、執行役員、本部長、事業部長等で構成される事業執行会議で確認し、取締役会に報告する。
(5) 代表取締役等は、適宜、取締役会で取締役および執行役員の職務執行状況について報告する。
(6) 執行役員その他の使用人の職務権限の行使は、職務権限規程に基づき適正かつ効率的に行う。
(7) 執行役員は、職務執行の効率化をはかるため、各種業務用情報システムの構築、運用および改善を行う。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1) 当社は、子会社に対して、「Avioグループ企業行動憲章」および「Avioグループ行動規範」に基づく当社主管部門による日常的な管理を行うとともに、子会社の遵法体制その他その業務の適正を確保するための体制の整備に関する指導および支援を行う。
(2) 当社は、Avioグループにおける経営の健全性および効率性の向上をはかるため、各子会社について、取締役および監査役を必要に応じて派遣するとともに、当社内に主管部門を定めることとし、当該主管部門は、子会社の事業運営に関する重要な事項について子会社から報告を受け、協議を行う。
(3) 当社の親会社である日本電気株式会社(以下「NEC」という。)の当社主管部門と日常的な連携を行うとともに、必要に応じて遵法体制その他当社の業務の適正を確保するための体制の整備についてNECと協議する。
(4) 子会社の事業運営に関する事項については、その重要度に応じて、当社において、経営会議での審議、決裁および取締役会への付議を行う。
(5) 主管部門は、主管する子会社がその業務の適正または効率的な遂行を阻害するリスクを洗い出し、適切にリスク管理を行えるよう指導および支援する。
(6) 監査本部は、業務の適正性に関する子会社の監査を行う。
(7) 監査役は往査を含め、子会社の監査を行うとともに、Avioグループにおける業務の適正の確保のため、監査に関して子会社の監査役と意見交換等を行い、連携をはかる。

6. 財務報告の信頼性を確保するための体制
(1) Avioグループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他関連法令等に基づき、評価、維持、改善等を行う。
(2) 当社の各部門および子会社は、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性と信頼性の確保に努める。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役の職務を補助すべき使用人が必要な場合、適切な使用人をその任にあて、当該使用人について業務執行からの独立性を確保する。

8. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
（1）取締役および使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。また、当社は、子会社の取締役、監査役および使用人が、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行うよう指導する。
（2）監査本部長は、監査役に対し、内部者通報制度「アビオ・コンプライアンスホットライン」の運用状況について定期的に報告し、取締役に「Avioグループ企業行動憲章」および「A vioグループ行動規範」に違反する事実があると認める場合その他緊急の報告が必要な場合には、直ちに報告する。
（3）当社は、内部者通報制度に基づく通報または監査役に対する職務の執行状況その他に関する報告を行ったことを理由として、Avioグループの取締役および使用人に対し不利な取扱いを行わない。
（4）重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供する。

9. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（1）監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認める重要な会議に出席する。
（2）監査役は、随時経理システム等の社内情報システムの情報を閲覧することができる。
（3）監査役は、定時および臨時に監査役会を開催し、監査実施状況等について情報の交換・協議を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。
（4）監査役が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、上記の通り「内部統制システムの整備に関する基本方針」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、一切の関係を遮断し、全社を挙げて毅然とした態度で臨む旨、定めるとともに、「Avioグループ行動規範」においても市民社会の安全、秩序に脅威を与える勢力や団体の行動を助長するような行為を行わず、断固たる行動により一切の関わりあいを遮断する旨、規定しております。
整備状況としては、警察などの外部機関や関連団体との信頼関係の構築および連携に努めるとともに、反社会的勢力排除に向けた規則を作成してすべての役員および従業員への周知徹底をはかっております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

［適時開示体制の概要］

1. 基本方針
当社における適時開示の方針は、「Avioグループ行動規範」において次のように規定しております。
「私達は、株主・投資家の皆様に対し、会社の経営方針・経営内容・事業活動状況等に関する正確な企業情報を関係法令に従って適時適切に開示します。また、発信する企業情報は正確性を常に確保し、秘密保持の必要性を考慮して適切な時期、方法により開示を行い、当社の活動に対する株主等の皆様の理解を促進するように努めます。」
また、株券等の売買および重要事実の管理、公表等に関する行動指針を「インサイダー取引防止規程」にて規定し、金融商品取引法その他の関連法規および関連規則の遵守を徹底しております。

2. 適時開示体制
当社は、適時開示体制を次のとおり定め、実施しております。
・重要な会社情報（以下、情報）は、社内各部門（子会社を含む）から経営企画部門に集約しております。
・経営企画部門は、東京証券取引所が定める開示基準に基づいて情報を分析の上、関係する執行役員に開示の要否を報告し、承認後、情報を開示しております。
・情報が法令および「取締役会規則」に定める重要事実に該当する場合は、取締役会へ付議、決定した後、開示しております。
・開示基準に該当しない場合であっても投資者の当社経営に対する理解を促進する情報については、開示するように努めております。
・情報開示を含む不正防止策として、CSR・コンプライアンス委員会において全社的な遵法体制を推進するとともに、社内通報制度「アビオ・コンプライアンスホットライン」を設けております。

＜当社のコーポレート・ガバナンス体制＞

